

学校法人大覚寺学園 役員の退任慰労金規程

（目的）

第1条 この規程は、役員（理事及び監事）の退任慰労金について定めるものとする。

（退任慰労金の支給）

第2条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときにその者に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

（支給基準）

第3条 役員の退任慰労金は、退任（死亡）の日までの在任期間に次の額を乗じて得た額とする。

理事長	在任1年につき	20万円
副理事長	在任1年につき	15万円
理事・監事	在任1年につき	10万円

（在任期間の計算）

第4条 在任期間の計算は、就任の日から退任までの年数とし、1年未満の端数月は1年として計算する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（改廃規定条分の追加）

附 則

この規程は、平成13年11月6日から施行する。

（一部字句の訂正）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（常務理事及び退任慰労金の加給廃止並びに私立学校法の一部改正に伴う条文の改正）